

人事院会議議事録

<p>会議日 令和7年7月3日 木曜日</p>
<p>会議の出席者</p> <p>川本総裁 伊藤人事官 土生人事官 (幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官 (説明員) (人材局) 澤田企画課長</p>
<p>議題 司法試験合格者の公務への誘致方法の見直し等に伴う人事院規則の改正等</p>
<p>議事の概要</p> <ul style="list-style-type: none">○ 議題「司法試験合格者の公務への誘致方法の見直し等に伴う人事院規則の改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。○ 議題については、三人事官一致で議決された。

司法試験合格者の公務への誘致方法の見直し等に伴う
人事院規則の改正等について

令和7年7月3日
人 材 局

司法制度改革における一つの理念として、司法試験合格者が社会のニーズに積極的に対応し、公務を含む社会の様々な分野で幅広く活躍することが掲げられたことや、法科大学院の設置に伴う公務への人材供給構造の変化を踏まえて、公務に有為な人材を誘致するため、司法試験合格者を対象とした国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の法務区分（以下「総合職試験（法務区分）」という。）を平成24年度の採用試験より実施している。

法務区分は、主として法曹に必要な学識及び能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象としており、現在も、こうした官職に就けるために司法試験合格者を公務に誘致する重要性は変化していない。

しかしながら、令和5年度より、司法試験の試験実施時期が変更されたことから、司法試験合格年度に総合職試験（法務区分）を受験することが困難な状況となっているなど、採用試験を通じて司法試験合格者を公務に誘致することには課題が生じている。

このため、司法試験合格者を柔軟に公務に誘致できるよう、司法試験合格者を政策の企画立案等に関する事務を職務とする係員の官職に選考採用することができることとする一方、課題が生じている総合職試験（法務区分）を廃止することとし、人事院規則及び人事院公示について所要の改正を行う。

※ 選考採用については、係員を選考採用できる場合の基準を定める人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年人企—532）第18条関係第4項第1号に「司法試験合格者」を加えることにより対応する。

あわせて、都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所の廃止に伴い、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）（以下「一般職大卒試験」という。）の受験資格について規定する人事院公示の改正を行う。

I 総合職試験（法務区分）を廃止するための人事院規則等の改正について

（1）人事院規則8—18（採用試験）の一部改正（規則案は別紙1参照）

同規則に定める「区分試験及び区分試験の対象となる官職」、「採用試験の試験種目」及び「採用試験の受験資格」について、総合職試験（法務区分）に係る規定の削除等の所要の改正を行う。【別表第1、別表第2及び別表第3】

（2）平成23年人事院公示第18号の一部改正（公示案は別紙2参照）

総合職試験（法務区分）の受験資格について定めた規定の削除等の所要の改正を行う。
【第1項第2号】

II 都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所の廃止に伴う人事院公示の改正について （公示案は別紙2参照）

一般職大卒試験の受験資格を規定する人事院規則8—18別表第3の「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」として、平成23年人事院公示第18号で「都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者」と定めている。農業講習所は平成16年までに廃止され、その卒業者には一般職大卒試験の受験資格として定める「年齢30歳未満」の者は既に存在しないため、当該規定を削除する。【第2項第2号リ】

III 意見公募手続の結果

今般の規則等改正に当たり、I及びIIについて令和7年5月19日から6月17日まで意見公募手続を実施したところ、意見公募手続の対象となる意見が2件提出されたが、改正内容の再検討が必要となるものではなかった。なお、意見に対しては、人事院の考え方を丁寧に説明することとする（別紙3参照）。

IV 公布日・施行日

公布日：令和7年7月31日

施行日：令和7年12月1日

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月三十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則八―一八―三八

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）			別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）		
採用試験の	区分試験	区分試験の対象と	採用試験の	区分試験	区分試験の対象と

種類ごとの 名称	国家公務員 (略)	採用総合職 試験(院卒 者試験)
	森林・自然環 境	
なる官職	(略)	九 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して林学、砂 防、造園及び林 産に関する知 識、技術又はそ の他の能力を必 要とする業務に

種類ごとの 名称	国家公務員 (略)	採用総合職 試験(院卒 者試験)
	森林・自然環 境	
なる官職	(略)	九 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して林学、砂 防、造園及び林 産に関する知 識、技術又はそ の他の能力を必 要とする業務に

(略)	
(略)	
(略)	従事することを 職務とする官職

(略)	
(略)	法務
(略)	<p>従事することを 職務とする官職</p> <p>十 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して法曹に必要 な学識及び能力 を必要とする業 務に従事するこ とを職務とする 官職</p>

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	採用試験の 区分試験	試験種目
国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	全ての区分試 験	基礎能力試験、 専門試験（多肢選 択式）、専門試験 （記述式）、政策 課題討議試験、人 物試験及び英語試 験

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	採用試験の 区分試験	試験種目
国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	行政 人間科学 デジタル 工学 数理学科学・物 理・地球科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・水	基礎能力試験、 専門試験（多肢選 択式）、専門試験 （記述式）、政策 課題討議試験、人 物試験及び英語試 験

名称 種類ごとの 採用試験の 区分試験 受験資格	(略)	
	(略)	
	(略)	

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）

名称 種類ごとの 採用試験の 区分試験 受験資格	(略)	
	(略)	産 業 農 村 工 学 農 業 農 村 工 学 森 林 ・ 自 然 環 境 法 務
	(略)	基 礎 能 力 試 験 、 政 策 課 題 討 議 試 験 、 人 物 試 験 及 び 英 語 試 験

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）

国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	全ての区分試 験	第十九条の規定 により告知され た 当該採用試験の第 二十四条に規定す る最終の合格者を 発表する日の属す る年度（四月一日 から翌年の三月三 十一日までをい う。以下同じ。） （以下「試験年 度」という。）の 四月一日における
---------------------------------	-------------	---

国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	行政 人間科学 デジタル 工学 数理学・物 理・地球科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・水 産 農業農村工学 森林・自然環 境	一 第十九条の規 定により告知さ れた当該採用試 験の第二十四条 に規定する最終 の合格者を発表 する日の属する 年度（四月一日 から翌年の三月 三十一日までを いう。以下同 じ。）（以下 「試験年度」と
---------------------------------	---	---

年齢が三十歳未満
の者で次に掲げる
もの

イ 大学院の修
士課程又は専
門職大学院の
課程を修了し
た者及び試験
年度の三月ま
でに大学院の
修士課程又は
専門職大学院
の課程を修了

いう。）の四月
一日における年
齢が三十歳未満
の者で次に掲げ
るもの

イ 大学院の修
士課程又は専
門職大学院の
課程を修了し
た者及び試験
年度の三月ま
でに大学院の
修士課程又は

する見込みの
者
ロ 人事院がイ
に掲げる者と
同等の資格が
あると認める
者

法務	
----	--

二 試験年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲	者 あると認める 同等の資格が に掲げる者と ロ 人事院がイ 者 する見込みの の課程を修了 専門職大学院
-------------------------------	---

げるもの

イ 法科大学院

(学校教育法

(昭和二十二

年法律第二十

六号)第九十

九条第二項に

規定する専門

職大学院で

あつて、法曹

に必要な学識

及び能力を培

うことを目的

とするものを
いう。）の課
程を修了した
者又は試験年
度の三月まで
に当該課程を
修了する見込
みの者であつ
て、司法試験
に合格したも
の
ロ 人事院がイ
に掲げる者と

農業農村工学

林学

教養

(2) 学校教育

法（昭和二

十二年法律

第二十六

号）に基づ

く短期大学

（以下単に

「短期大

学」とい

う。）又は

同法に基づ

く高等専門

学校（以下

農業農村工学

林学

教養

(2) 学校教育

法に基づく

短期大学

（以下単に

「短期大

学」とい

う。）又は

同法に基づ

く高等専門

学校（以下

単に「高等

専門学校」

という。）

単に「高等
専門学校」
という。）
を卒業した
者及び試験
年度の三月
までに短期
大学又は高
等専門学校
を卒業する
見込みの者
並びに人事
院がこれら

を卒業した
者及び試験
年度の三月
までに短期
大学又は高
等専門学校
を卒業する
見込みの者
並びに人事
院がこれら
の者と同等
の資格があ
ると認める

附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

(略)	
(略)	
(略)	(3) の者と同等 の資格があ ると認める 者

(略)	
(略)	
(略)	(3) 者

人事院公示第〇号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項ロ、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第 1 号ロ(2)及び第 2 号ロ(2)並びに同表財務専門官採用試験の項ロ(2)の規定に基づき、平成 23 年人事院公示第 18 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 7 月 31 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第 1 号ロ(2)及び第 2 号ロ(2)並びに同表財務専門官採用試験の項ロ(2)の規定に基づき、平成 23 年人事院公示第 18 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第 1 号ロ(2)及び第 2 号ロ(2)並びに同表財務専門官採用試験の項ロ(2)の規定に基づき、平成 23 年人事院公示第 18 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

<p>験)の項口(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験(高卒程度試験)の項第1号口及び第2号、同表刑務官採用試験(大卒程度試験)の項第1号口(1)及び(2)並びに第2号口(1)及び(2)、同表法務省専門職員(人間科学)採用試験の項第1号口(2)、第2号口(2)、第3号口(1)及び(2)、第4号口(1)及び(2)並びに第7号口(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第1号口及び第2号、同表外務省専門職員採用試験の項口(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項口(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項口(2)、同表税務職員採用試験の項口、同表食品衛生監視員採用試験の項口(3)、同表労働基準監督官採用試験の項口(2)、同表航空管制官採用試験の項口(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項口、同表気象大学校学生採用試験の項口、同表海上保安官採用試験の項口、同表海上保安大学校学生採用試験の項口並びに同表海上保安大学校学生採用試験の項口の規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。</p>	<p>(大卒程度試験)の項口(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験(高卒程度試験)の項第1号口及び第2号、同表刑務官採用試験(大卒程度試験)の項第1号口(1)及び(2)並びに第2号口(1)及び(2)、同表法務省専門職員(人間科学)採用試験の項第1号口(2)、第2号口(2)、第3号口(1)及び(2)、第4号口(1)及び(2)並びに第7号口(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第1号口及び第2号、同表外務省専門職員採用試験の項口(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項口(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項口(2)、同表税務職員採用試験の項口、同表食品衛生監視員採用試験の項口(3)、同表労働基準監督官採用試験の項口(2)、同表航空管制官採用試験の項口(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項口、同表気象大学校学生採用試験の項口、同表海上保安官採用試験の項口、同表海上保安大学校学生採用試験の項口並びに同表海上保安大学校学生採用試験の項口の規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとお</p>
--	--

<p>1 院卒程度の者に行う採用試験関係</p> <p>人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）<u>別表第3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項口</u>に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>二～五（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>り決定した。</p> <p>1 院卒程度の者に行う採用試験関係</p> <p>二 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）<u>別表第3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号口</u>に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>二 <u>規則別表第3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第2号口</u>に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、<u>司法試験予備試験に合格した者であって司法試験に合格したものとする。</u></p>
<p>2 大卒程度の者に行う採用試験関係</p> <p>一（略）</p> <p>二 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(2)、</p>	<p>2 大卒程度の者に行う採用試験関係</p> <p>一（略）</p> <p>二 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(2)、</p>

<p>同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第1号ロ(2)及び第2号ロ(2)並びに同表財務専門官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～チ（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三～五（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第1号ロ(2)及び第2号ロ(2)並びに同表財務専門官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～チ（略）</p> <p><u>リ 都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者</u></p> <p>三～五（略）</p> <p>3～5（略）</p>
--	---

2 この決定による改正は、令和7年12月1日から効力を発生する。

「人事院規則8—18(採用試験)の一部を改正する人事院規則案」及び「平成23年人事院公示第18号の一部を改正する人事院公示案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

番号	御意見の概要	人事院の考え方
1	<p>・拙速に「法務区分」を廃止するのではなく、その周知広報の在り方や受験生に対する配慮等を見直し、「選考採用」の詳細を明らかにした上で、「法務区分」の受験者数、採用者数等の増減について経過を観察しつつ、その存廃については数年後にあらためて検討するべきである。</p> <p>・仮に「法務区分」を廃止して「選考採用」を実施するとしても、各省庁が実施する「選考採用」の詳細をその実施前に明らかにすること、人事院が中心となって司法試験合格者の採用が増加するための措置を講じること、周知広報の在り方等を検討すること、実施後3年程度経過した後に再検討することが必要である。</p> <p>・法科大学院卒業生のうち司法試験に合格しなかった者についても、院卒者試験において一定の優遇的取扱いをすることを検討するべきである。</p>	<p>今回の改正は、司法試験の試験実施時期が変更されたことにより、司法試験合格年度に総合職試験(大卒程度試験)「法務区分」を受験することが困難となってきた状況を踏まえ、司法試験合格者をより柔軟に公務に誘致できるよう、「法務区分」の試験ではなく、選考採用による採用を可能とするための改正となります。</p> <p>今後、司法試験合格者の選考採用を実施するにあたっては、人事院による一括した募集や広報を行うなど、多くの司法試験合格者が参画しやすい仕組みとなるよう検討しており、採用予定府省や採用予定数についても選考採用の実施前に周知広報を行う予定です。</p> <p>引き続き、法科大学院卒業生も含め多様で有為な人材を確保するための方策について検討を進めてまいります。</p>
2	<p>本改正案に賛成するが、それに関連して1点意見を申し上げます。</p> <p>司法試験合格者を公務に誘致するにあたっては、司法試験・司法修習と官庁への採用活動を両立できるようにすることが望ましい。そのため、以下のいずれかの制度を設けることが可能か検討願いたい。</p> <p>・司法試験合格発表(11月)直後に、同試験合格者対象の官庁訪問(司法修習修了直後となる翌々年4月採用を前提)日程を設けること。</p> <p>・日程は現行のままとしつつも、司法修習中の者に関しては、平日の午後5時以降や土日に官庁訪問又は各官庁の採用担当者と接触をすることができるようにすること。</p>	<p>司法試験合格者をより公務に誘致することができるよう、今後、司法試験合格者の選考採用を実施するにあたっては、司法修習と採用活動を両立できるような対応を検討してまいります。</p>

※上記以外に、行政手続法に定める意見公募手続の対象外の事項に関する意見が1件ありました。